

匝瑳市規則第36号

匝瑳市市民憲章検討委員会規則

(設置)

第1条 市は、匝瑳市の市民憲章の制定に関し市民の意見を聴取するため、匝瑳市市民憲章検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 委員会は、市民憲章の制定に関する協議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 公共的団体の構成員

(2) 学識経験を有する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の議事に関係ある者を会議に

出席させ、説明を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成21年3月31日限り失効する。